

令和4年度 豊浦町立豊浦中学校の部活動に係る活動方針

1 基本的な考え

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、本校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 適切な運営のための体制整備

- 顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動日時、休養日等の活動実績、経費等を作成し、校長に提出するとともに、保護者・生徒へ周知する。
- 本活動方針は、年度初め全保護者に文章にて周知するとともに、PTA総会や各部活動の保護者説明会等の場を利用して説明し理解を得る。
- 部活動ごとに複数顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営、管理体制の構築に十分考慮する。

3 適切な指導の実施

- 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。【文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」(H25.5)】
- 運動部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。気象庁の高温注意情報が発せられた場合及び環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合、屋外の活動を原則として行わない。
- 高温や多湿時において、学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合、練習の中止等、柔軟な対応を行う。止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。
- 本運営方針等を踏まえ、保護者との連携を図り、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に万全の対策を講じる。

4 適切な休養日の設定

- 科学的な見地に基づき、最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定する。
- 学期中は、週当たり2日以上(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上)を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。振替は、1週間以内に実施する。

- 中体連大会・新人大会前の活動も、平常時同様とする。
- 期末・中間テスト等のテスト前5日間以上を休養日とする。
- 長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いをする。また、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。原則として、夏季休業中は8月13日から8月15日までの3日間と、冬季休業中は12月29日から1月3日までの6日間を休養日とする。
- 夏季休業中の活動日は、15日程度とする。但し、全道大会・全国大会等に出場する場合は、校長の指導の下、適切に行うものとする。

5 適切な活動時間

- 1日の実練習時間は、平日は2時間以内、休業日は3時間以内とする。
- 平日の完全下校時刻は、4月～9月は、18:00、10月～3月は、17:30とする。
- 朝の活動は行わない。

6 設置する部活動

- これまでの活動の実績や現在の生徒数等を踏まえ、バレーボール部、卓球部、バドミントン部、吹奏楽部の4つの部活動を設置する。
- これらの部の活動を継続することに努め、今後新しい部を設置することはしない。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

- 参加する大会等を精査し、中体連大会・新人大会を含め、1か月当たり1大会程度とする。

8 部活動の充実に向けて

- 顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となるので、体罰や生徒の人間性を損ねるような発言や行為は行わない。
- 部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意する。

9 文化部の活動

- 本方針に準じた取扱いとする。

10 備考

- 本活動方針は、北海道の部活動の在り方に関する方針に則り策定するものである。
- 本活動方針は、令和2年4月7日より実施する。